

第5章 計画の評価と進行管理

(1) 評価

本計画の評価については、各実施事業の年度別目標の達成度合いに基づき、その実施事業の達成状況を判断し行うこととします。

評価は、まず個別の実施事業について行い、続いてその結果を踏まえ、各推進施策について行います。

なお、個別の実施事業の評価は、計画策定時に実施事業ごとに定めた評価指標により行います。

(2) 進行管理

本計画を着実に推進するため、計画の基礎となる各実施事業を毎年度作成する事業計画に反映させるとともに、実施事業ごとに設定した年度別目標により毎年度自己評価を行い、常に計画の円滑な実施に努めます。

また、中間年にあたる平成30年度には計画の中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会

〒400-0005

山梨県甲府市北新1-2-12

山梨県福祉プラザ4階

TEL 055-254-8610

FAX 055-254-8614

<http://www.y-fukushi.or.jp/>
